

カドミウム及びその化合物による肺がんに係る検討について

1 検討の経緯

第1回分科会から第4回分科会において、カドミウム及びその化合物について発がん性を除く新たな症状又は障害の検討を行ったところ、追記すべき疾病又は障害は認められなかった。発がん性については、国際がん研究機関（IARC）において、ヒトの肺がんの起因物質とされているため、追加の検討が必要とされた。

2 過去の化学物質分科会における検討結果

本件は平成23年度及び平成24年度化学物質分科会において検討が行われ、国内における症例報告がなく、疫学研究では因果関係を認める報告と否定する報告があることから、労基則別表第1の2への列挙が見送られた。

3 労働現場におけるカドミウムに関する規制状況

カドミウム及びその化合物は、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）において管理第2類物質に指定されており、局所排気装置等の設置、作業環境測定の実施（管理濃度0.05mg/m³）、健康診断の実施等が義務付けられている。

4 検討方法

IARC Monograph、ACGIHの許容濃度の勧告書及びカドミウムによる肺がんに関する文献（機序、症例報告、疫学研究等）（※）のレビューを行い、労基則別表に追加すべきか検討する。

※ PubMedにおいて、「lung cancer”, cadmium, epidemiology」の検索ワードで2011年以降の文献を抽出（抽出結果：資料7参照）

5 検討に当たっての主なポイント

- 国内での規制状況下において、疾病が発生する可能性はあるか。
- 疫学研究において因果関係を認める報告が十分にあるか。
- 国内における症例報告が乏しい状況において、海外における症例報告等から、具体的に作業を限定した形で別表に追加することはできないか